

安芸市住宅断熱改修費補助金交付要綱

制定 令和5年9月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて既存戸建て住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等に対して安芸市住宅断熱改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 既存戸建て住宅 次のイ又はロのいずれかに該当する住宅をいう。

イ 既に人の居住の用に供した一戸建て住宅

ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した一戸建て住宅

(2) 専用住宅 居住のみを目的とした住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 自らが常時居住するために住宅を所有する個人

ロ 自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有しようとする個人

(2) 県税及び市税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認める場合には、補助の対象としない。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 安芸市内に存する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること。

(2) 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。）に適合していること。

ロ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「地震に

対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」(平成 18 年国土交通省告示第 185 号)に適合(補助事業の完了までに、耐震改修工事により適合するものを含む。)していること。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること。

(4) 国及び他の同種の補助金の交付を重複して受けたことがないものであること。ただし、補助対象が重複しない場合はこの限りではない。

(補助対象事業の要件等)

第 5 条 補助の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う既存戸建て住宅の断熱改修工事で、別表第 1 に定める補助要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 補助金の交付決定の前に着手した工事

(2) 他の補助制度による補助金の交付を受ける工事(工事の施工目的及び費用が、補助対象工事のそれと明確に区分できる工事を除く。)

(補助の対象経費)

第 6 条 補助事業の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う当該住宅の断熱改修に要する補助対象製品の購入費及び必要な工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、別表第 2 により算定するものとし、別表第 3 に定める補助率及び補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に、別表第 4 に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認めた場合、補助金の交付を決定し、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第 10 条 前条による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容又は交付決定の額に変更又は中止が生じる場合は、速やかに補助金変更交付申請書

(様式第3号)に、別表第5に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更(事業費の30パーセント以内の減額の変更をいう。)は、この限りでない。

2 市長は、第1項の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付の目的を達成するため、交付決定者には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。
- (4) 第2号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。

(完了実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、補助金完了実績報告書(様式第5号)に、別表第6に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、交付決定者から前条の規定による報告を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第14条 市長は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第17条 市長は、補助金の交付等について必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、当該申請にかかる書類及び補助対象物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

（関係書類の保管）

第18条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、取得財産等について第11条第2号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（グリーン購入）

第19条 交付決定者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。